

最低賃金額の大幅な引き上げを求める会長声明

東京都区部の消費者物価指数（総合指数）は、前年同月比で45ヶ月連続で上昇しており、今年5月（中旬速報値）は111.1（2020年＝100）となり、前年同月比で3.4%上昇している。特に個別費目中食料の速報値は123.2（2020年＝100）、前年同月比は5.8%上昇となり、物価上昇が低所得者を直撃している。東京都の最低賃金は、令和6年10月1日から50円引き上げられ、時間額1163円となったものであるが、その上昇幅は上記のような物価高による目減りによって相殺されてしまい、労働者の生活水準の底上げを図るには極めて不十分である。

政府の経済財政諮問会議における「経済財政運営と改革の基本方針2025」（「骨太の方針2025」）でも、第2章（賃上げを起点とした成長型経済の実現）で、中小企業・小規模事業者の賃上げの促進を謳い、「2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する」とされており、その方向性は歓迎すべきものであるところ、近年の物価上昇基調を考えれば、中小企業・小規模事業者の賃金を実質的に底上げするには、「2020年代に1500円」という政府目標はできる限り前倒して達成される必要があり、最低賃金額はより速やかに大幅な引き上げが行われるべきである。

もっとも、最低賃金の大幅な引き上げに際しては、中小企業に対する手当でも必要である。最低賃金に合わせて賃金を引き上げようとする場合には、法人税・所得税の税額控除等をさらに進めるとともに、社会保険料の事業主負担を減免する必要があるし、助成金等も検討すべきである。

また、中小企業が賃金上昇分を価格に転嫁することが妨げられてはならない。このため、取引先に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律が禁止する優越的地位の濫用を防ぎ、下請代金支払遅延等防止法に違反しないよう、公正取引委員会と中小企業庁が監視・指導を進めるべきである。

当会は、中央最低賃金審議会、東京地方最低賃金審議会及び東京労働局長に対し、労働者が健康で文化的な生活を営めるよう最低賃金額を大幅に引き上げることを、政府に対しては大幅な引き上げを進めるため中小企業を支援することを、公正取引委員会及び中小企業庁に対しては労務費の価格転嫁を可能とする公正な取引を確保することを、それぞれ求めるものである。

2025(令和7)年6月24日
東京弁護士会会長 鈴木 善和

死刑執行に強く抗議し、死刑執行の停止を求める会長声明

本日、東京拘置所において、1名の死刑が執行された。2022年7月26日に1名の死刑が執行されて以来の約2年11ヶ月ぶりの死刑執行である。

鈴木馨祐法務大臣は、記者会見において記者団の質問に答え、死刑執行の理由について、本件殺人事件の被害者が短期間で多数に及ぶことを強調し、「社会に大きな衝撃、そして不安感を与えた事件」「死刑制度は、世論調査でも83%の国民が支持しており、裁判所の判断による刑罰を執行することは社会正義の実現のために必要である」旨の説明をした。

しかし、死刑は、あらゆる人権の根源である生命を国家が剥奪するという最も苛烈な刑罰であり、近代人権思想の中では『いかに重大な犯罪を犯した者であっても、国家が個人の生命まで奪う刑罰の存在が許されていないのか』という根本的な問いが投げかけられている。

また、誤判の恐れがあるか否かにかかわらず、刑罰というのは、本来、犯罪への「応報」「懲らしめ」ではなく、罪を犯した者の「更生」「教育」により社会全体の安寧に資するものであるべきである。本年6月に懲役刑と禁錮刑が一本化されて新自由刑（拘禁刑）に再編する改正刑法が施行されたのも、そのような趣旨に基づくものである。しかしながら、死刑は、我が国の刑法典の下で、罪を犯した者の更生を指向しない唯一の刑罰であり、本来の刑罰制度の理念と相容れない異質なものである。

死刑の廃止または執行の停止は国際的潮流となっており、死刑を国家として統一して執行している国は、OECD加盟国の中では日本だけである。国連（自由権規約委員会、拷問禁止委員会、人権理事会）は、日本に対して、死刑執行を停止し、死刑廃止を前向きに検討すべきであるとの勧告を何度も行っている。

昨年11月に発表された、国会議員、学識経験者、警察・検察出身者、弁護士、経済界、労働界、被害者団体、報道関係者、宗教家及び文化人ら有識者による「日本の死刑制度について考える懇話会」の報告書では、委員16名全員の一致で、「現行の日本の死刑制度とその現在の運用の在り方は、放置することの許されない数多くの問題を伴っており、現状のままに存続させてはならない」、「早急に、国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置すること」を提言している。

にもかかわらず、内閣や国会のもとで死刑制度に関する根本的な問題を検討することなく、今回、政府が2年11か月ぶりの死刑執行に踏み切ったことは、暴挙というほかない。

当会は、あらためて、本日の死刑執行に対して強く抗議し、死刑制度を廃止すること、死刑制度が廃止されるまでの間、全ての死刑の執行を停止することを求める。

2025年6月27日
東京弁護士会会長 鈴木 善和

公益通報者保護法の一部を改正する法律についての会長声明

2025年6月4日、公益通報者保護法の一部を改正する法律案（令和7年法律第62号）が参議院において可決され成立し、同月11日に公布された。

今回の改正は、従事者指定義務違反の刑事罰の導入、公益通報者の対象範囲の拡大、通報者探索を含む公益通報を阻害する行為の禁止、通報後1年以内の解雇又は懲戒について公益通報を理由としてされたものと推定する規定の導入、公益通報を理由とした解雇又は懲戒の刑事罰の導入等を内容としており、公益通報制度の実効性を向上させると共に、公益通報者保護を強化することにより、公益通報の利用をより促進させるものとなっている。これは、東京弁護士会の2025年1月9日付「公益通報者保護法の適切な改正を求める意見書」（以下「当会意見書」という。）で求めている内容に沿うものであり、この点については一定程度評価できるものである。特に、当会意見書のとおり、実務上公益通報と不利益な取扱いとの因果関係の有無は通報者と事業者との間で争いとなることが多く、この因果関係の立証責任を通報者が負うことで通報者に多大な負担が生じることから、通報を断念する人が存在し、重大な被害を見過ごす可能性を生じさせるばかりか、事業者の不合理的かつ不利益な取扱いを誘発する一因となっていた。今回の改正により、通報者が負う立証責任を事業者に転換し、通報後「1年」以内ではあるものの、解雇又は懲戒について公益通報との因果関係を推定させたことは、通報者の負担を軽減するものであり、公益通報促進につながる大きな前進といえる。

他方、今回の改正においても、次の点において公益通報制度としてはいまだ不十分な内容であると言わざるを得ない。

1 立証責任の転換の対象となる不利益な取扱いの対象に、不当な配置転換、人格権侵害と評価しうる程度のハラスメント、退職勧奨等が含まれていない。当会意見書のとおり、不利益な取扱いが公益通報に起因するとの認定が困難な類型にこそ推定規定が必要であり、立証責任の転換の対象を

より広汎に認めるべきである。

特に、不当な配置転換を立証責任の転換の対象となる不利益な取扱いに含めるべきことは、今回の改正法衆議院附帯決議（第217回国会閣法第32号）第1項及び参議院附帯決議（2025年6月2日参議院消費者問題に関する特別委員会）第1項においても検討課題とされており、今後の審議等を注視したい。

2 今回の改正で通報者探索行為の禁止が明記されたものの、これを行った場合の罰則規定の導入は見送られており、引き続き検討のうえ実現すべきである。

3 当会意見書で求めた体制整備義務を負う対象事業者の範囲拡大、公益通報が刑罰法規に抵触する場合（資料の持ち出し行為等の公益通報に付随する行為を含む）の刑事免責の明記等についても、上記附帯決議で今後の検討課題とされ、今回の改正で実現していない。

当会は、上記の点を含め当会意見書に記載した事項で今回の改正で実現しなかった点について、附則にある施行後3年の見直しの際に、引き続き検討し実現することを強く求める。

【参考資料】

- 公益通報者保護法の一部を改正する法律（2025年法律第62号）
- 東京弁護士会2025年1月9日付「公益通報者保護法の適切な改正を求める意見書」
- 公益通報者保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）
- 公益通報者保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）

2025(令和7)年7月1日

東京弁護士会会長 鈴木 善和

生活扶助基準引下げを違法とした最高裁判所判決を高く評価し、引下げ分の補償措置、検証及び基準策定の改善を求める会長声明

2013年から2015年にかけて厚生労働大臣が行った生活保護基準中の生活扶助基準の引下げ（以下「本引下げ」という。）について大阪・愛知の生活保護利用者が保護費減額処分の取消し等を求めた訴訟の上告審で、最高裁判所第三小法廷は、本年6月27日、本引下げの違法性を認め、保護費減額処分を取り消す判決（以下「本判決」という。）を言い渡した。

本判決は、本引下げのうち、物価変動率を指標として、本引下げ前の基準生活費を一律に4.78%減じた部分について、改定率の設定について物価変動率のみを直接の指標として用いたことに、専門的知見との整合性を欠くところがあり、その判断の過程及び手続には過誤、欠落があったとした上で、本引下げは、厚生労働大臣の上記判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、生活保護法第3条、第8条第2項に違反

して違法であると断じた。

生活保護を利用する権利は、憲法第25条第1項が保障する生存権を具体化した権利である。生活保護基準は、市民が安心して生活するための最後のセーフティネットである。本判決は、厚生労働大臣が生活保護法に反する引下げを行ったとして保護費減額処分の取消しを認めたものであり、人びとの権利を守る司法の役割を十分に果たしたものと高く評価できる。

本引下げ後に生活保護を利用していたすべての利用者らは、その生存権を長期にわたって侵害されていたことになる。国は、本判決を受けて、全国的生活保護利用者が本引下げについて起こしている同種訴訟について早期全面解決を図るとともに、すべての利用者及び元利用者について、本引下げ前の基準によって受けるべきであった生活扶助費と実際の支給額との今日

会長声明

までの差額を支給するなどの補償措置を講じるべきであり、その対応にあたっては、専門家による審議等を理由に徒に時間を費やすことは許されない。

また、なぜ、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の侵害という重大な結果を生じさせる違法な行政が行われたのかについて調査するため、国は専門家や弁護士を交えた第三者による検証委員会を直ちに設置して、速やかに十分な調査・検証を行う必要がある。

その上で、上記検証を踏まえて生活保護基準策定のあり方を改善し、専門家による生活保護基準の審議が行われるべきであり、そこでは、生活保護利用者の意見も反映されなければならない。また、生活保護基準の策定の方法については、

専門的な検討機関の調査審議を経て改定することなどを明記した法改正も行われるべきである（日本弁護士連合会が2019年（平成31年）2月14日付けで公表した「生活保護法改正要綱案（改訂版）」参照。）。

よって当会は、国に対し、同種訴訟の早期全面解決とともに、本判決を踏まえた生活保護の利用者及び元利用者への補償措置の実施、本引下げについての第三者による検証及び生活保護法の改正を含む生活保護基準策定方法の改善を直ちに実施するよう求める。

2025（令和7）年7月16日

東京弁護士会会長 鈴木 善和

「福井女子中学生殺人事件」再審無罪判決に関する会長声明

本日、名古屋高裁金沢支部（増田啓祐裁判長）は、いわゆる「福井女子中学生殺人事件」について、前川彰司氏に対し再審無罪判決を言い渡した（以下、「本判決」という）。

1986年3月19日、福井市内で卒業式を終えたばかりの女子中学生が自宅で惨殺されたという殺人事件（「福井女子中学生殺人事件」）で、前川氏は事件発生1年後に逮捕されたが、逮捕以来一貫して無罪を主張していた。第一審（福井地裁）は、前川氏の犯人性を裏付ける関係者らの供述には信用性がないとし、1990年9月26日、前川氏に無罪判決を言い渡したが、控訴審（名古屋高裁金沢支部）は、1995年2月9日、逆転有罪判決（懲役7年）を言い渡し、前川氏の上告も棄却され確定した。

前川氏が申立てた再審請求（第1次再審請求審）では、95点の証拠が開示された上で一旦は再審開始が決定されたものの、検察官の異議申立により再審開始が取消されたため、再度前川氏が申立てた再審請求（第2次再審請求審）においてようやく再審開始が確定した。

第2次再審請求審（名古屋高裁金沢支部）においては、第1次再審請求審では開示されていなかった証拠が新たに287点も開示され、その中には関係者供述の信用性判断を左右する極めて重要な証拠も含まれていた。また、検察官が関係者の供述が客観的事実に反すること（事件当日に見たというテレビ番組が別の日の放送であったこと）を知りながら、それを隠していたこと等も明らかになった。2024年10月23日の再審開始決定において同支部は「確定審検察官の訴訟活動は、公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為といわざるを得ず、適正手続確保の観点からして、到底容認することはできない」と厳しく検察官を非難した。検察官は異議申立を断念し、再審開始が確定した。

本年3月6日に始まった再審公判において、検察官は有罪の立証活動を行わず即日結審し、本年7月18日、上記のとおり名古屋高裁金沢支部は、確定第一審の無罪判決（1990年9月26日）に対する検察官の控訴を棄却する判決を言い渡したのである（再審無罪判決）。

本判決は、捜査に当たった警察が、前川氏が犯人であるという関係者のうその供述の形成になりふり構わず積極的に加担

した疑いが濃厚であるとし、警察官の職務の公正さの観点から到底看過できないとした。また本判決は、検察官が、関係者供述が客観的事実に反するという不利益な事実を隠そうとしなければ、前川氏が1990年9月26日に得た無罪判決が確定していた可能性も十分に考えられるとした上で、検察官の公益の代表者としての職責に照らし、失望を禁じ得ないとした。さらに、検察、警察の不正、不当な活動ないしはその具体的な疑いは、刑事司法全体に対する信頼を揺るがせかねない深刻なものであるとした。本判決は、捜査機関による証拠の捏造にまで言及した袴田事件再審無罪判決に続き、許されざる捜査機関の不正義を厳しく断罪する画期的なものである。

当会は、本判決を心から喜び、逮捕から約38年間という長期にわたってえん罪と闘い抜かれた前川彰司氏、同氏を支えてこられたご家族並びに支援者、そして再審弁護団の活動に対して、改めて深甚なる敬意を表するものである。また、検察官に対して、本判決を真摯に受け止め、上告をすることなく速やかに本判決を確定させるように強く求めるものである。

本件により、あらためて再審法（刑法第4編「再審」）の不備が浮き彫りになった。2度に亘る再審請求の中で、前川氏の無罪を裏付ける極めて重要な証拠が開示されたが、このような事態は、証拠開示に関するルールが存在しなかったことから発生したものであり、証拠開示のルールが定められる必要がある。

また、2011年11月30日の第1次再審請求の再審開始決定に対し、検察官が不服申立をしたことにより、前川氏の有罪が取消されて無罪となるまで13年以上の年月が経過している。検察官の不服申立がなければ、前川氏はもっと早期に救済されていた。このような事態を避けるために、再審開始決定に対する検察官の不服申立は禁止されなければならない。

2024年10月9日に再審無罪が確定した袴田事件に続き、本判決は、再審法改正の必要性を明らかにするものである。当会は、えん罪の悲劇を繰り返すことなく、えん罪を負わされた被害者を速やかに救済するための再審法改正の実現に全力を尽くす決意である。

2025（令和7）年7月18日

東京弁護士会会長 鈴木 善和

被爆80年目を迎えるにあたっての会長談話

1945年8月6日と9日に、広島と長崎に原子爆弾が投下されてから、今年が80年となる節目の年となります。原爆投下によって広島では約14万人、長崎では約7万4千人の方々が即死または5か月以内に亡くなり、両地域において合計15万人以上が負傷したと推計され、今なお被爆による後遺症に苦しんでいる方がおられます。両地域においては、今年も原爆が投下された日に犠牲者を追悼し平和を祈念する式典が行われます。当会においても、あらためて原爆犠牲者とその御遺族に哀悼の意を表するとともに、世界の恒久平和と核兵器廃絶に向けた取組を続けていくことを誓います。

核兵器とは、その爆発が発生させる爆風、熱線、及び放射線等によって人間の生命・身体・財産を地域共同体ごと根絶やしにしようとするもっとも反人間的な兵器です。しかし、2025年1月現在、9か国の核兵器保有国によって約1万2千の核兵器が保有され、そのうち約4千が即使用可能な配備核弾頭とされています。2022年1月、米国、ロシア、イギリス、フランス、中国の核兵器保有5か国は「核戦争に勝者はなく、核戦争は決して戦ってはならない」と共同声明を発表しましたが、それら核兵器保有国の首脳は「核兵器の不使用」を述べることはあっても、「核兵器の廃絶」に言及することはありません。しかも、同年2月に始まったウクライナ侵攻では、核超大国ロシアのプーチン大統領は執拗に核兵器使用の威嚇を行い、また、2023年10月から始まったパレスチナ自治区ガザにおける紛争では、イスラエルの閣僚がガザでの核兵器使用を「一つの選択肢」と発言するなど、核の先制使用を禁ずる国際

規範「核のタブー (the Nuclear Taboo)」すらも、薄れつつあると感じさせるのが現状です。直近では、トランプ米大統領が、米軍によるイラン核施設攻撃を広島と長崎への原爆投下と「戦争を終わらせた点では本質的に同じ」と述べました。こうした原爆投下の正当化が、今なお発せられることには強い憤りを覚えます。核兵器廃絶への道はまだまだ遠いと言わざるを得ません。

一方で、昨年2024年12月、被爆者の立場から長年にわたって核兵器廃絶を訴え続けてきた日本原水爆被害者団体協議会が、ノーベル平和賞を受賞しました。その受賞理由は「“ヒバクシャ (被爆者)”として知られる広島と長崎の生存者たちによる草の根の運動で、核兵器のない世界を実現するための努力と、核兵器が二度と使われてはならないことを目撃証言を通じて示してきた」というものでした。同協議会の田中照巳代表が、オスロでの授賞式において行った記念講演は「人類が核兵器で自滅することのないよう、核兵器も戦争もない世界の人間社会を求めて共に頑張りましょう。」と結ばれています。世界の市民に対するこの呼びかけに当会も応じたいと思います。

当会は、憲法前文の平和的生存権、憲法9条の戦争放棄、戦力不保持の理念に基づいて、平和を愛し核兵器廃絶を目指す世界の市民と連帯しながら、戦争における唯一の被爆国の法律専門家団体として、核兵器廃絶を訴え続けていきます。

2025(令和7)年8月6日

東京弁護士会会長 鈴木 善和

80回目の終戦の日を迎えて 民間戦災者に対する援護法の制定を求める会長声明

今年も8月15日を迎えました。80回目の終戦の日です。アジア太平洋戦争の末期、制海権と制空権を失った我が国を襲った空襲等により、多くの方々の尊い生命が奪われました。一命をとりとめた生存者であっても、その心身に障害や傷跡を受けたことで、多年にわたり多大な労苦を余儀なくされてきた方々がいます。

しかしこれら国策を誤ったが故にもたらされた民間戦災者に対する救済は国により拒まれ続けてきました。戦争という非常事態の下で生じた被害は国民が等しく受忍しなければならないとする戦争被害受忍論によるものです。他方、旧軍人軍属に対する支給総額は延べ60兆円に及んでいます。

1975年、日弁連の人権擁護大会は民間戦災者に対する援護法制定に関する決議を採択しました。軍人軍属等のみ限定された戦災者援護の法制は法の下での平等に反するばかりでなく、平和憲法の基本精神にも背くとするものです。

超党派の議員連盟（「空襲議連」）も結成され、先の国会では、「戦後八十年のときを迎えるに当たり、我々は、恒久の平和の実現への決意を新たにす」という言葉が盛り込まれた法

案も用意されました。労苦に慰謝するための給付金総額として16億円程度を見込んだささやかなものに過ぎませんが、戦後80年となる本年の8月15日を迎える前にこの法案を成立させるという強い決意を感じさせるものでした。

しかし、このささやかな法案ですら先の通常国会ではその提出すらできないまま終わりました。法案の成立の遅れは、労苦に報いるべき方々が刻々と報いられることなくお亡くなりになることを意味します。

8月15日は、戦争の悲惨さを風化させず、平和への深い思いを新たにし、再び戦争の惨禍がおこることのないようにすることを決意する日です。そのためにも、軍民格差と戦争被害受忍論の克服は欠かせません。

1945年3月9日深夜から10日未明の東京大空襲では東京下町が焼夷弾の無差別絨毯爆撃を受けました。死亡した住民は推定10万人以上、負傷者約40万人、焼失家屋は約26万8千戸、被災者は100万人にのぼるといわれます。名古屋、大阪と大空襲が続き日本各地が空襲に見舞われました。4月1日の沖縄本島上陸、8月6日のヒロシマ、8月9日のナガサキ

と続き、国土は焦土と化し各地で民間の無辜の人々が戦禍に見舞われました。

当会は、戦後80年の節目であり被災者が待ったなしの状況にある本年中に、民間戦災者に対する援護法が成立することを強く求めます。

いうまでもなく、アジア太平洋戦争では、アジアの国々に対して甚大な被害を与えました。加害の歴史に学ぶことの重要性は片時も忘れてはなりません。

当会は、先の戦争における全ての犠牲者に対し哀悼の意を捧げるとともに、戦争をしない、させないとの決意を新たにし、弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現のために、これからも平和を訴え続けて参ります。

2025(令和7)年8月15日
東京弁護士会会長 鈴木 善和

8月15日を迎えての会長談話

本日は、1945年8月15日に日本がポツダム宣言を受諾したことが玉音放送により公表されてから、ちょうど80年目の節目の日を迎えます。

アジア太平洋戦争において、日本は、広島・長崎への原爆投下、東京大空襲等の甚大な被害を受けました。しかし、同時に、日本がアジア・太平洋の諸国を侵略し、現地に多大な被害を与えたことも事実です。このような侵略戦争を支えた要因に軍国主義と国家神道があったことも忘れてはなりません。

このように悲惨な被害を受け甚大な被害を与えたこの戦争を深く反省して戦後制定された日本国憲法は、平和主義、国民主権、基本的人権の尊重の三つを基本原理としています。

個人が国家や他者から生き方を強制されることなく自由を享受できるためには、平和のうちに生存できることが前提となります。それ故、日本国憲法は徹底した平和主義に立ち、その前文で全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有することを確認するとともに、第9条において戦争を放棄し、第20条において信教の自由のみならず政治と宗教の分離（政教分離）を定め神社神道を含めいかなる宗教も国教的性格を持つことを否定しました。日本国憲法を審議した帝国議会において、条約及び確立された国際法規の遵守についての条項が加えられたのも、国際法違反の戦争に及んだことへの反省と国際社会における法の支配の確立を求めるがためのものです。

しかし昨今、世界では、残念ながら平和と人権を揺らがせる事態が多発しています。ロシアによるウクライナ侵攻は開始以来3年、イスラエルによるパレスチナへの報復攻撃は開始以来1年半を過ぎ、ロシアのプーチン大統領、イスラエルのネタニ

ヤフ首相らには国際刑事裁判所（ICC）から戦争犯罪の嫌疑で逮捕状が出されています。しかし未だ収束の兆しは見えず、無辜の民間人犠牲者が増え続けるだけでなく、パレスチナのガザ地区においては目を覆いたくなる深刻な飢餓が広がっています。

民主主義のリーダー的存在であったはずの米国では、大統領令により、司法や大学に対する攻撃が行われ、国際的な協定からの離脱や対外的な援助の停止等の平和的・協調的な国際秩序に逆行した姿勢が続いています。

国内においても、日弁連及び全国52の単位弁護士会全てが憲法違反であるとの反対声明を发出した安保法制のもとで、敵基地攻撃能力の保有や殺傷能力のある武器の輸出を可能とする等、平和主義が大きく揺らいでいます。また、閣僚や自衛隊幹部らによる靖国神社への参拝等が繰り返される等、前述した政教分離の原則が蔑ろにされています。

国際的にも国内的にも平和への危機が差し迫っている現在、日本国憲法が立脚する法の支配や平和主義の原理は一層その重要性を増しており、日本はこれらの原理が広く共有され実現されるよう、国際的にも積極的に役割を果たすことが期待されています。

当会は、本日、先の戦争における被害と加害の歴史を振り返り、日本国憲法とその原理の意義を再確認するとともに、基本的人権が一層手厚く保障される社会を推進すべく邁進する決意を新たにいたします。

2025(令和7)年8月15日
東京弁護士会会長 鈴木 善和